

第25期第22回練馬区農業委員会総会 議事録

- 1 日 時 令和7年5月9日(金)午前10時から午前10時30分まで
- 2 場 所 練馬区役所 本庁舎7階 防災センター
- 3 出席委員 相原和彦、篠貞夫、榎本重恭、尾崎賀一、加藤直正、神田靖仁、酒井利博、櫻井祐次、篠田政巳、荘埜晃一、田中聖晃、橋本良子、保戸塚武彦、宮部光夫、渡邊仁 計15名
- 4 欠席委員 井口和喜 1名
- 5 議 案 (1) 相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について (第1～6号)
(2) 相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明および引き続き認定都市農地貸付け等を行っている旨の証明について (第7号)
- 6 協 議 (1) 農業委員会活動の点検・評価について
- 7 報 告 (1) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地のあっせんについて
(2) 農地法第4条第1項第7号および農地法第5条第1項第6号(市街化区域内の農地の転用)に基づく届出の受理について
- 8 そ の 他

尾崎賀一会長	皆様、おはようございます。第25期第22回練馬区農業委員会総会を開催いたします。よろしくお願いします。
事務局	ただいまの出席委員数は15名、欠席委員数は1名、欠席の届け出のあった委員は井口和喜委員です。総会の会議は、在任中の過半数の委員が出席したときに成立しますので、本日の総会は成立です。
尾崎賀一会長	今回の署名人は、保戸塚武彦委員と宮部光夫委員にお願いします。 それでは、議案の審議に入ります。 総会資料2ページ、議案第1号について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第1号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。 令和7年4月14日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。 【申請者、特例農地等の所在等について説明】 事務局からは以上です。
尾崎賀一会長	それでは、荘埜晃一委員をお願いします。
荘埜晃一委員	4月14日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。まず（１）～（３）、（５）の畑ではキャベツが作付けされておりました。（２）（３）の畑にハウスが２棟あり、夏野菜の準備をしているところでした。（４）の畑では、ジャガイモ、ブロッコリー、タマネギが作付けされており、過去に植木屋だったため、一部植木も植わっておりました。販路は庭先直売、ＪＡ直売所、市場、スーパーや、マルシ

エ等で販売しているとのことでした。境界は（２）（３）の畑では、一部仮杭がありましたが、その他は全て確認できました。特に問題ないと思います。よろしくお願いします。

尾崎賀一会長 質問などございましたら、お願いします。

（発言なし）

本件承認としてよろしいでしょうか。

（異議なしとの発言あり）

それでは、承認とします。

つぎに４ページです。議案第２号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第２号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和７年４月１７日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 それでは、渡邊仁委員お願いします。

渡邊仁委員 ４月１７日に、事務局２名と現地調査に行ってきました。

（１）～（３）の畑は、自宅を囲うようになっておりまして、北側に、キャベツ、ダイコン、トウモロコシ等が作付けされておりました。西側ではこれから収穫時期をずらしてエダマメ、トウモロコシ等を作付けする予定とのことでした。（４）の畑は西側にビニールハウス１棟が建っており、これからトマト、キュウリ等の作付けを予

	定しているとのことで、東側では露地で、カブ、ニンジン、ホウレンソウ等が作付けされておりました。販路は、庭先直売、保育園の収穫体験とのことでした。境界については全て確認できました。特に問題ないと思います。よろしくお願いします。
尾崎賀一会長	質問などございましたら、お願いします。 (発言なし) 本件承認としてよろしいでしょうか。 (異議なしとの発言あり) それでは、承認とします。 つぎに6ページです。議案第3号について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第3号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。 令和7年4月17日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。 【申請者、特例農地等の所在等について説明】 事務局からは以上です。
尾崎賀一会長	それでは、渡邊仁委員をお願いします。
渡邊仁委員	4月17日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。(1)(2)の畑では、傾斜により北から3段階に分かれており、上段は露地で、ラディッシュ、ニンジン、サトイモ等が作付けされておりました。中段ではビニールハウスが南北に3棟あり、ブロッコリーが1棟、タマネギが1棟、もう1棟にはラディッシュ、キュウリ、インゲン

が作付けされておりました。一番南側の下段の畑では、やはり南北にビニールハウスが3棟ありまして、ニンニクが1棟、他2棟はこれからトマト、キュウリを作付けするとのことでした。(3)の畑は南側に自宅があり、カキ、クリ、ユズが植わっており、その北側に枝豆を作付けするとのことでした。販路は、庭先直売とJA直売所とのことでした。境界については、全て確認できました。特に問題ないと思います。よろしくお願いします。

尾崎賀一会長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに8ページです。議案第4号について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第4号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和7年4月18日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

こちらの事実確認調査は、尾崎賀一委員にお願いしています。

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 4月18日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。

(1)～(3)の畑は北側が申請者の家族が所有する貸し駐車場となっており、そこを介して畑と道路と接しておりました。境界につ

いては塀等で全て確認できました。駐車場に面した角は杭ではなく、簡易的なピンが刺さっており、畑の泥の方が駐車場に流れないように畑に2㎡程度の砂利が敷かれておりますが、すぐに復旧できるような状態で特に問題ないと考えております。こちらの畑は先代の方が、果樹を主に植えていたため、南側にはミカンが20本程度残っております。北側の駐車場との境界にも、ミカンが数本と、ブルーベリー等が植わっており、その間で季節の野菜を作付けしているとのことでした。調査当日は、ソラマメ、スナップエンドウ、ナバナ等が作付けされておりました。ミカンが植わっている一番南側の塀に面した部分では、ウド等も作付けされておりました。販売に関しては、申請者の家族が経営する店舗で販売し、あとは自家消費とのことでした。特に問題ないと思います。よろしくお願いします。

尾崎賀一 会長

質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに10ページです。議案第5号について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第5号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和7年4月18日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

こちらの事実確認調査は、尾崎賀一委員にお願いしています。

尾崎 賀 一 会 長

4月18日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。

(1)(2)の畑の北側の道路から東側に向けて自宅があり、北側には区の管理する緑地が接しております。この境界には杭が入っておりまして、南と東は隣家と接しております。西側は道路から間が空いているように見えますが、その間に申請者の宅地の一部があり、生産緑地に接する形となっており、境界については全て確認できました。また、こちらの農園は主に体験農園として経営されており、160区画がありました。調査当日もかなりの人が作付けをしておりまして。さらに、北側には8m×28mのハウスが5棟建っており、サヤエンドウ、カブ、コマツナ等の季節の野菜を作付けて、庭先直売や、JA直売所で販売したりしているとのことでした。ハウスのうち1棟では、果菜類を植えるハウスとして、準備しているものもありました。もう1棟は苗専用のハウスで、体験農園の生徒のものや、自作用の苗がありました。特に問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

尾崎 賀 一 会 長

質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

本件承認としてよろしいでしょうか。

(異議なしとの発言あり)

それでは、承認とします。

つぎに12ページです。議案第6号について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局

議案第6号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について」です。

令和7年4月24日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので

証明する。

【申請者、特例農地等の所在等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎 賀 一 会 長 それでは、田中聖晃委員お願いします。

田 中 聖 晃 委 員 4月24日に、事務局2名と現地調査に行ってきました。
こちらの畑では、カキが何本か植わっており、ジャガイモも作付け
されていました。畑の空いている部分は、春夏野菜の作付けに向け、
綺麗に耕運されておりました。販売については、庭先販売とのこと
です。境界については一部不明なところがありましたので、次回の
調査までに明確にするよう話をしてきました。その他の境界につい
ては全て確認できました。特に問題ないと思います。よろしくお願
いします。

尾崎 賀 一 会 長 質問などございましたら、お願いします。

（発言なし）

本件承認としてよろしいでしょうか。

（異議なしとの発言あり）

それでは、承認とします。

つぎに14ページです。議案第7号について、事務局から説明をお願い
します。

事 務 局 議案第7号「相続税の納税猶予の継続に係る引き続き農業経営を行
っている旨の証明および引き続き認定都市農地貸付け等を行っている
旨の証明について」です。

令和7年4月11日に標記の申請があり、下記のとおり確認したので

証明する。

【申請者、特例農地等の所在などについて説明】

事務局からは以上です。

尾崎 賀 一 会 長 それでは、相原和彦委員お願いします。

相 原 和 彦 委 員 4月11日に、事務局1名と現地調査に行ってきました。
この畑は、約半分を農業者に貸借している畑になり、当日は借受人にも立ち会っていただきました。貸借部分はこれからサツマイモを作付けるための準備をするとのことでした。貸借地以外の畑は、キャベツ、ホウレンソウ、コマツナ等が作付けされており、残りのスペースにはエダマメを作付けする予定とのことでした。境界も全て確認できました。販売先は庭先直売とのことでした。特に問題ないと思います。よろしくお願いします。

尾崎 賀 一 会 長 質問などございましたら、お願いします。

（発言なし）

本件承認としてよろしいでしょうか。

（異議なしとの発言あり）

それでは、承認とします。

つぎに16ページです。協議事項です。事務局から説明をお願いします。

事 務 局 農業委員会は農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定による農地等の利用の最適化の推進に係る活動の透明性を確保するため、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について公表しなければならない。そのため、最適化活

動の目標の設定および実施状況の公表が求められている。

令和6年度の活動結果の点検・評価について下記のとおり決定し、東京都を通じ農林水産省関東農政局へ報告する。

1 令和6年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表 についてです。17ページをお願いします。

I 農業委員会の状況 については記載のとおりです。18ページをお願いします。II 最適化活動の実施状況 です。1 最適化活動の成果目標 につきまして、市街化区域では、(2) 遊休農地の発生防止 のみ該当いたします。19ページをお願いします。③ 実績 をご覧ください。ア 既存遊休農地の解消 イ 新規発生遊休農地の解消です。遊休農地に関連する項目は全て0としております。20ページをお願いします。2 最適化活動の活動目標 です。(2) 活動強化月間の設定 になります。② 実績 をご覧ください。活動強化月間の設定回数は1回、取組時期は8月から3月としております。強化月間の結果として、各農業委員が担当地区の農地パトロールを実施した。農業委員会事務局は農業委員からの実施結果の報告を受け、不適切な肥培管理状況が認められる農地を確認した。その後、農地パトロール部会と農業委員会協議会、特別パトロール、農業委員会総会において協議を重ね、文書指導対象地を決定し、所有者に文書を発出した。取組みを通じ、所有者に農地の管理状況について改善を促すことができた。21ページをお願いします。目標の達成状況の評語 につきまして、全体として目標に対して期待どおりの結果が得られた、と記載しております。22ページをお願いします。III 事務の実施状況 については、記載のとおりとなります。

事務局からは以上です。

尾崎 賀一 会長

事務局から説明を受けました。

質問等ございましたら、お願いします。

相 原 和 彦 委 員	19ページの新規発生遊休農地の解消については、農地パトロールで指摘されている畑は含まれていないことでよろしいですか。
事 務 局	農地パトロール等で指摘があった畑は、遊休農地の定義に該当しない形となっております。
相 原 和 彦 委 員	はい、わかりました。
尾 崎 賀 一 会 長	他に何かございますか。
荘 埜 晃 一 委 員	17ページの2 農家・農地等の概要のうち、基本構想水準到達者とはどういうことなのか。
事 務 局	基本構想水準到達者は、区が定める「練馬区農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」において水準を設けており、認定農業者には当たらないが、この構想に定める所得や年間の労働時間等の要件を満たしている方のことであり、該当する人数を記載させていただいております。
荘 埜 晃 一 委 員	ありがとうございます。
尾 崎 賀 一 会 長	他に何かございますか。
橋 本 良 子 委 員	17ページの表で、基幹的農業従事者数やその内訳として、女性の数や40代以下の数が記載されておりますが、同一世帯も含まれているということよろしいでしょうか。
事 務 局	同一世帯の農業従事者も含んでおります。なお、こちらの数値は5

	年に1回行われている農林業センサスの回答に沿って記載をしています。
橋 本 良 子 委 員	わかりました。
尾 崎 賀 一 会 長	他に何かございますか。 (発言なし) 本件については、これでまとめてよろしいでしょうか。 (異議なしとの発言あり) それでは、よろしくお願いします。
	つぎに24ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。
事 務 局	「生産緑地法第13条の規定による生産緑地のあっせんについて」です。 練馬区長から農業委員会会長宛て生産緑地のあっせん情報の周知について依頼があったため、下記のとおり報告する。今回は2件です。 【物件地番・地積、所有者等について説明】 事務局からは以上です。
尾 崎 賀 一 会 長	質問等ございましたら、お願いします。 (発言なし) それでは、よろしくお願いします。
	つぎに28ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。

事務局 「農地法第4条第1項第7号および農地法第5条第1項第6号（市街化区域内の農地の転用）に基づく届出の受理について」です。
令和7年4月に届出のあった農地の転用について報告するものです。

【届出件数、面積等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 質問等ございましたら、お願いします。

（発言なし）

それでは、よろしくお願いします。

1枚目の次第をお願いします。

次第4 その他です。事務局から何かありますか。

事務局 特にありません。

尾崎賀一会長 委員の皆さまからは何かありますか。

（発言なし）

それでは、以上で第22回練馬区農業委員会総会を終了します。

会 長

署 名 人

署 名 人